

## ○座間市補助金等の交付に関する規則

(平成6年3月30日規則第6号)

改正 平成20年4月30日規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、座間市予算決算会計規則（昭和42年座間市規則第2号）に定めるもののほか、市が交付する補助金等の交付の要望、申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的な事項に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「補助金等」とは、市が市以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- (1) 補助金
- (2) 利子補給金
- (3) 負担金及び交付金であつて市長が別に定めるもの

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

(補助金等の区分)

第3条 補助金等の区分は、次のとおりとする。

- (1) 事務事業補助金等 団体等の運営又は事業等の実施に必要な経費に充てる目的で交付する補助金等
- (2) 施設設置補助金等 施設等を設置し、改造し、又は購入する経費に充てる目的で交付する補助金等

(交付の対象)

第4条 市長は、公益上必要があると認める事務又は事業を行う者に対し、予算の範囲内において、その施行に必要な経費の全部又は一部について補助金等を交付することができる。

(交付の要望)

第5条 補助金等の交付を要望しようとする者は、補助金等交付要望書（第1号様式）に市長が必要と認める書類を添え、補助金等の交付を受けようとする市の会計年度の前年度の10月末日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、補助金等交付要望書の提出を省略することができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、補助金等の交付を受けようとする事務又は事業がやむを得ず市の会計年度途中において開始する場合においては、当該事務又は事業開始1月前までに前項の規定に準じ交付の要望を行うことができる。

(内定の通知)

第6条 市長は、前条の規定による補助金等の交付要望があつたときは、補助事業等の目的及び内容等を審査し、必要に応じて実態調査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による審査等の結果、補助金等を交付すべきものと認めたときは、当該補助金等の予算措置を行い、当該予算の議決後その旨を補助金等内定通知書（第2号様式）により補助金等の交付を要望をした者に通知するものとする。

（交付の申請）

第7条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

- （1） 事業計画書
- （2） 補助事業等に係る収支予算書（第4号様式）又はこれに代わる書類
- （3） 工事の施工にあつては、その実施設計書
- （4） その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前項の書類のうち必要がないと認めるものについては、その添付を省略させることができる。

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査し、補助金等を交付すべきものとする。

2 市長は、前項の場合において、当該補助金等交付申請書の内容に単なる技術的不備等の事項があるときは、必要に応じてこれらの事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をするものとする。

（交付の条件）

第9条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- （1） 補助事業等の内容又は補助事業等の経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、速やかに市長の承認を受けるべきこと。
- （2） 補助事業等を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けるべきこと。
- （3） 補助事業等が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けるべきこと。
- （4） その他市長が必要と認める条件

（決定の通知）

第10条 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等交付決定通知書（第5号様式）により補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第11条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、市長が別に定める期日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

(変更等の申請)

第12条 補助事業者等は、第9条第1号又は第2号に該当するときは、速やかに補助事業等計画変更(中止・廃止)申請書(第6号様式)に必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、速やかに審査等を行い、その結果を補助事業等計画変更(中止・廃止)承認(不承認)通知書(第7号様式)により補助事業者等に通知しなければならない。

3 市長は、前項の審査等の結果、当該補助事業等に係る交付の決定を取り消し、又は交付の決定の内容及びこれに付した条件等を変更することができる。

4 第10条の規定は、前項の規定による取消しをした場合について準用する。

(事情変更による決定の取消し等)

第13条 市長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更するものとする。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消す場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

(2) 補助事業者等が、その責めに帰すべき事情によらないで、補助事業等を遂行することができなくなったとき。

3 第10条の規定は、第1項の規定による取消し又は変更をした場合について準用する。

(補助事業等の遂行)

第14条 補助事業者等は、法令の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他市長の指示及び命令に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行うものとし、補助金等を他の用途に使用してはならない。

(着手届及び完成届)

第15条 補助事業者等は、補助事業等に係る工事に着手したときは事業着手届(第8号様式)を、当該工事が完成したときは事業完成届(第9号様式)を速やかに市長に提出しなければならない。

(状況報告及び調査)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者等から補助事業等の遂行の状況の報告を求め、又は調査をすることができる。

(補助事業等の遂行の指示等)

第17条 市長は、補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って補助事業等を遂行すべきことを指示するものとする。

2 市長は、補助事業者等が前項の指示に従わなかったときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずるものとする。

(実績報告)

第18条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等実績報告書（第10号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、同様とする。

(1) 収支決算書（第11号様式）又はこれに代わる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告は、補助事業等の完了の日又は市の会計年度が終了した日の翌日から起算して30日以内に行わなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、市長がその必要がないと認めるときは、その実績の確認により補助事業等実績報告書等の提出を省略することができる。

(補助金等の額の確定)

第19条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の交付の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等交付額確定通知書（第12号様式）により補助事業者等に通知しなければならない。

(交付の時期)

第20条 補助金等は、補助事業者等が補助事業等を完了し、当該補助事業等が交付の決定の内容及びこれに付した条件どおりに完了したことを市長が確認した後において交付するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、当該補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 補助事業者等は、前項の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書（第13号様式）を、市長に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第21条 市長は、第18条の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につきこれに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して指示するものとする。

2 第18条第1項の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業等について準用する。  
(決定の取消し)

第22条 市長は、補助事業者等が補助金等を他の用途に使用し、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこれに基づく市長の指示又は命令に違反したときは、当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 第10条の規定は、前項の規定による取消しをした場合について準用する。  
(補助金等の返還)

第23条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金等の返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既に確定額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金等の返還を命ずるものとする。  
(財産の処分の制限)

第24条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が交付を受けた補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で市長が別に定めるもの
- (3) その他市長が補助金等の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるもの  
(帳簿の備付け)

第25条 補助事業者等は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、当該補助事業等の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(実施細目)

第26条 この規則に定めるもののほか、補助金等の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則は、平成6年4月1日以後に交付決定する補助金等から適用する。ただし、第5条及び第6条の規定は、平成6年4月1日以後に補助金等の交付の要望を行うものから適用する。

(座間市補助金等の交付に関する規則)

- 3 座間市補助金等の交付に関する規則（昭和44年座間市規則第3号）は、廃止する。

(経過措置)

- 4 前項の規定にかかわらず、平成5年度以前に交付決定した補助金等については、なお従前の例による。

附 則（平成20年4月30日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

補助金等交付要望書

[別紙参照]

第2号様式（第6条関係）

補助金等内定通知書

[別紙参照]

第3号様式（第7条関係）

補助金等交付申請書

[別紙参照]

第4号様式（第7条関係）

収支予算書

[別紙参照]

第5号様式（第10条関係）

補助金等交付決定通知書

[別紙参照]

第6号様式（第12条関係）

補助事業等計画変更（中止・廃止）申請書

[別紙参照]

第7号様式（第12条関係）

補助事業等計画変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書

[別紙参照]

第8号様式（第15条関係）

事業着手届

[別紙参照]

第9号様式（第15条関係）

事業完成届

[別紙参照]

第10号様式（第18条関係）

補助事業等実績報告書

[別紙参照]

第11号様式（第18条関係）

収支決算書

[別紙参照]

第12号様式（第19条関係）

補助金等交付額確定通知書

[別紙参照]

第13号様式（第20条関係）

補助金等交付請求書

[別紙参照]